

規約上の自動更新条項と更新拒否条項 （一律掛金・一律保障の共済を中心に）

日本コープ共済生活協同組合連合会

坂本 貴生

1. はじめに

大規模生協共済¹が提供する共済の中には、男女一律掛金、一定の年齢グループ内で掛金一律のものがある²。その共済は、1年間を共済期間とするものの、契約者の申出がない限り、一定年齢まで自動的に更新される。大規模生協共済が提供するこの種の共済の保有契約件数は3,000万契約を超えており、受入共済掛金では8,000億円に及び、生命医療保険分野において、一定のシェアを占めている。

この種の共済契約には、自動更新条項と更新拒否条項が定められており、自動更新条項については、生命保険会社の自動更新条項と概ね同様の定めになっているものの、更新拒否条項については、共済特有の更新拒否事由が定められている。

一方、適格消費者団体は、近年、生命保険会社、共済団体などに消費者契約法10条などを根拠に申入れが行われるようになっており、約款・規約の法令適合性の観点からのチェックが重要となってきた。

本報告では、①消費者契約法10条及び改正民法の不当条項規制との関係での自動更新条項の有効性、②大規模共済生協特有の更新拒否条項の解釈を検討する。

2. 自動更新条項の消費者契約法10条該当性³

判例による消費者契約法10条の適用の判断枠組みは、まず問題となる契約条項

¹ 大規模生協共済とは、全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、「全労済」という。）、全国生活協同組合連合会（以下、「全国生協連」という。）および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「コープ共済連」という。）の3共済を指す（江澤雅彦「大規模生協共済のアイデンティティ」『生協の共済 今、問われていること』（コープ出版（株）、2008年）96頁参照）。

² 富永紅「共済の特徴と役割」損害保険研究73巻4号（2012年）123頁参照。

³ 生保契約の自動更新条項が消費者契約法10条の要件に該当するか否か論じたものとして、菊妻左知夫「生保契約の自動更新条項と消費者契約法第10条」生命保険経営84巻6号（2016年）4頁参照。

につき、前段要件の存否を判定しこれが肯定されるときには、後段要件の存否を判定し、これも肯定される場合には、当該契約条項は無効となるという 2 段階の構造をとっている⁴。そこで、本件自動更新条項の前段要件と後段要件の該当性につき、検討する。併せて、適格消費者団体による差止請求訴訟との関係も検討する。

3. 民法改正との関係（定型約款条項の新設）

民法改正により、定型約款条項が新設されたので、自動更新条項が民法第 548 条の 2 第 2 項（不当条項・不意打ち条項）に該当し、契約内容とならないのではないかが問題となる。不当条項・不意打ち条項該当性を検討する。

4. 更新拒否条項

更新拒否事由は、概ね「この会が、共済契約の更新を不適當であると認めたとき」と定められている。

裁判例では、この条項の解釈として、「他の運用例に照らし、・・・更新拒否が著しく不合理でないかどうかとの観点から判断すべきであり、かつこれをもって足りる」としたものがある⁵。これに対して、更新拒否の判断は重大事由解除と同等の事由を求めるべきとの見解もある⁶。

他分野では、更新拒否につき、借地借家法では法定の要件が定められ、民法改正の議論では、継続的契約の更新拒否要件につき、議論された経緯がある。その他の継続的契約における裁判例でも、合理的な理由を求めるものもある⁷

他分野の法令、裁判例、民法改正議論も参照しつつ、本件共済契約の特色も考慮に入れて、更新拒否条項の解釈を検討する。

⁴ 山下友信「保険法(上)」(有斐閣、2018年)160頁、道垣内弘人「消費者契約法10条による無効判断の方法」野村豊弘先生古希記念論文集・民法の未来(商事法務、2014年)378-379頁参照。

⁵ 高松地判平成3年5月30日判タ770巻250頁(1992年)参照。

⁶ 甘利公人「協同組合共済の法制度の現状と課題」生協総研レポート79号48頁(2016年)参照。

⁷ 東京地判平成20年9月18日判時2042号20頁(2009年)参照。